東電福島原発事故に関する消滅時効への対応 (広報・相談活動の強化)

令和 2 年 1 月 29 日 原子力損害賠償紛争審査会事務局

1. 広報・相談についての基本的な考え方

- ・広報・相談を東電任せにせず、国や関係機関も適切な役割分担の下、一体となり、効果的に広報・相談を行う。
- ・広報・相談に当たっては、福島県及び被災市町村と連携する。
- ・広報内容については、文部科学省から基本となる案を示し、一定の統一感をもって実施する。

2. 広報・相談活動を行う政府関係機関等の役割分担(主なもの)

- ・国(文部科学省)文部科学省作成リーフレットの配布、説明政府広報の活用(調整中) 等
- ・原子力損害賠償紛争解決センター(ADR センター)
 ADR センター作成リーフレットの配布、説明
 各団体主催の原子力損害賠償に関する説明会への調査官の派遣 等
- ・原子力損害賠償・廃炉等支援機構(NDF)原子力損害賠償に関する無料法律相談会の開催 等
- ・日本司法支援センター(法テラス)[関係省庁:法務省] 法制度や相談窓口等の情報提供 無料法律相談,裁判手続等における弁護士・司法書士費用等の立替え(※) ※ 一定の要件を満たす場合に限る
- ・東京電力ホールディングス株式会社[関係省庁:経済産業省]未請求者等への戸別訪問 等

3. 活動状況

- ・政府関係機関による連絡会議 関係機関の役割分担を確認(上記 2. 参照) 文部科学省の広報の方針(リーフレットの作成、配布、説明)
- ・リーフレットの作成(別紙参照)

(ポイント)

- ・原子力損害賠償請求権に関する時効について、論点(起算点等)を可能な限 り簡潔に分かりやすく記載し、被害者に正しい情報を伝えながら、被害者 の賠償請求を促す。
- ・NDF、法テラスによる無料法律相談や ADR センターへの申立てを被害者に促すことにより、未請求者の減少を目指す。

4. 今後の広報・相談活動予定

- ・原子力損害賠償紛争審査会委員からのご意見を踏まえ、早急に資料配布、説明 を開始。
- 各関係機関にも、役割分担に応じた対応を依頼。
- ・広報・相談に当たっては、福島県及び被災市町村と連携する。

(案)

文部科学省からのお知らせ

東京電力福島原発事故による被害者の皆さま

原子力損害の賠償請求はお済みですか?

2021年3月で、東京電力福島原発事故から10年と なります。

時間が経てば経つほど、損害を証明する証拠書類が集めづらくなります。

また、原子力損害の賠償請求の時効は「損害及び加害者を知った時から10年」となっています(詳細はウラ面をご覧下さい)。

<u>これを機会に、原子力損害の賠償請求に関する内容・請求漏れ</u> のご確認をおすすめします。

【賠償請求に関する問い合わせをしたい場合】

東京電力ホールディングス株式会社 0120-926-404

9:00~19:00 月~金(除く休祝日) 9:00~17:00 土・日・休祝日

【原子力損害の賠償に関する個別の相談をしたい場合】

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

0 1 2 0 - 0 1 3 - 8 1 4

10:00~17:00月~土(除く休祝日)

原子力損害の賠償請求に関する時効について

 時効期間が経過するのは、事故後10年の2021年3月 とは限りません。

時効期間は、時効特例法※により「損害及び加害者を知った時」から10年ですので、事故後10年で一律に全ての賠償請求権が時効を迎えるわけではありません。

- ※「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための 措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」
- 請求手続き中に時効で請求できなくなる、ということはありません。

訴訟手続き中、ADRセンターにおける和解の仲介手続き中は、時効により途中で手続きが打ち切られることがない、というのは、法律で規定されています。

東京電力への直接請求手続き中に時効を理由に賠償請求を断らない旨、東京電力は明言しています。

3. 東京電力が時効であることを主張しない限り、時効は 成立しません。

時効の成立には、東京電力が、時効期間が経過したため支払わないと主張することが必要です。 東京電力は、「被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることは絶対に あってはならない」「被害を受けられた方々が時効によって不利益を受けられないよう、みなさま それぞれのご事情を十分踏まえて真摯に対応してまいります」とプレスリリースにおいて明言して います。

- 事故後10年が経過したからといって、賠償請求ができなくなるとは限りません。
- ✓ 一方で、時間が経てば経つほど、損害を証明する証拠書類が集めづらくなります。この機会に、請求漏れがないか、 ご確認をおすすめします。

政府機関では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構や 日本司法支援センター(法テラス)において、無料で弁護士 等による法律相談を行っていますので、活用をご検討下さい。

個別事案については、被害の類型や状況によって時効の起算点が異なる等、様々な論点があることから、専門家へのご相談をおすすめします。

- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 : 0120-013-814
- → 法テラス 被災者専用フリーダイヤル(震災 法テラスダイヤル): 0120-078309

原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター への申立ても御検討ください!

原発事故による損害賠償で、

「東京電力から示された金額では納得できない。」 「東京電力から賠償されない。」などお困りの方



中立・公正な公的機関 「紛争解決(ADR)センター」 が無料で仲介します。

- 1. 弁護士資格を有する仲介委員が中立・公正な立場から和解仲介を担当します。
- 裁判よりも手続きが簡便で、御本人おひとりでも申立てができます。
 (電話などで事情をお伺いします。)
- 3. 仲介費用は無料です。(ただし、送料などの実費は発生します。)
- 4. 中間指針(賠償について国に設置された審査会が定める一般的な指針)に明記されなかったものについても、個別の事情に応じて和解案を提示しています。

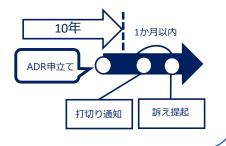


8割以上(約1万9200件)で和解成立

(令和元年6月までに終了した約2万3900件中の速報値)

ADRを申し立てると、、

- → 和解成立
- *和解が成立せず、打切りになった場合でも、打切り通知を受けた日から1か月以内に裁判所に訴えを提起すれば、時効にかかりません!



お問合せ先 ADRセンター



0120-377-155 (平日10:00~17:00)

*ホームページはこちら(申立書式·和解事例もあります) ⇒



※政府機関では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構や日本司法支援センター(法テラス)において、無料で弁護士等による法律相談を行っていますので、活用をご検討下さい。(個別事案については、被害の類型や状況によって時効の起算点が異なる等、様々な論点があることから、専門家へのご相談をおすすめします。)